

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 26 年 6 月 18 日（水） 午前 11 時 10 分～午前 11 時 40 分
会 場 委員会室

1. 出席者

4 番 浅岡保夫、 7 番 杉浦辰夫、 12 番 内藤とし子、
14 番 内藤皓嗣、 15 番 小嶋克文
オブザーバー 議長、副議長、
2 番 黒川美克、 1 番 長谷川広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、幸前信雄、北川広人、鈴木勝彦、鷺見宗重、
小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 農業委員会委員の推薦について
- 2 意見書（案）の取り扱いについて
- 3 9 月定例会の日程について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 農業委員会委員の推薦について

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、農業委員会委員の推薦について、御説明をさせていただきます。去る5月30日開催の各派会議におきまして、既に御説明をさせていただいておりますが、農業委員会委員の任期が、平成26年7月19日に満了となることから、後任の委員の推薦依頼が市長より文書にて、議長宛てにありました。任期満了となる委員は、神谷よし子委員、都築和子委員、杉浦辰夫委員の3名であります。推薦依頼人数は、3名であります。また、任期は、平成26年7月20日より平成29年7月19日の3年間となっております。後任の委員につきましては、神谷よし子委員、都築和子委員は、再任とさせていただき、新たに、杉浦さよ子氏を推薦したいと考えております。再任のお二人及び新任の杉浦さよ子氏の略歴を、配布をさせていただいておりますので、御覧

いただきたいと思います。再任のお二人の紹介は省略をさせていただきますが、新たに推薦をいたします杉浦さよ子氏は、向山町五丁目1番地7にお住まいで、JA高取地区婦人部委員長、高取婦人会会長、高浜市地域婦人会連絡協議会会長、高浜市赤十字奉仕団委員長を歴任され、農業委員としてふさわしい御経験をお持ちの方でございますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、事務局が説明をいたしました。委員の人選について、御意見がございましたらお願いいたします。

意(12) 全員が60歳以上ということなんですが、若い方というのは、見えませんかでしょうか。

委員長 あの一応、推薦、地区から推薦してきたと思いますので、ないかと思えますけど。

意(12) この方たちが、いけないと言っているわけではなくて、年齢的にもかなり、皆、年齢が大きくいって揃っているものですから、若い方たちの意見なんかも聞きたいということで、もうちょっと若い方は、見えないのかどうか、ちょっとお聞きします。

委員長 局長、答えられる。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 私見ですけども、やはり、それなりの経験を積んだ方ということで選ばれてきていると思いますので、それなりの年齢になるかと思えます。先ほど説明がありましたように、よろしいですかね。

意(12) はい。

委員長 それでは、特に意見もないようですので、そのように決定させていただきます。なお、農業委員会委員の推薦については、6月25日、本会議の最終日より、議長より指名することと決定されておりますので、よろしくお願いをいたします。

2 意見書（案）の取り扱いについて

委員長 これにつきましては、共産党さんより6件、意見書案が提出され、持ち帰りとなっておりますので、順次、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派より御意見、御協議いただきたいと思います。まず、1件目の「公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書（案）」について、意見書案の取り扱い及び案文についてを各会派より、御意見、御協議いただきたいと思います。それでは初めに、市政クラブさん。

意（7） このTPP交渉は、現段階では、いまだ交渉を継続しており、日本、アメリカ間でも一進一退の交渉をしているところであります。交渉参加前から、交渉の内容については、明かすことができないというのは、皆さん御承知のことだと思えます。政府としてもTPPとはいかなるものかの説明は、国会においても説明をなされてきました。また、重要5項目の件で、公約違反と書かれておりますが、逆に、前政権のように、公約を無理に通して国民に不利益を講じてしまうこともあります。そういったことを考えると、公約を軽んじるわけではありませんが、違っていた場合には、引く勇気、訂正することも重要であると考えます。また、政府より今後の日本の農業は、強くなるためには抜本的な改革が必要であるという意見もありますので、以上を踏まえ、今後の動向をしっかりと見守っていくことが必要ですので、この意見書のように、交渉から撤退には、反対であります。

委員長 次に、公明党さん。

意（15） この文面の真ん中にあります「日本の経済主権を放棄し、アメリカに日本を丸ごと売り渡す亡国の協定にほかなりません。」とありますけども、そもそもTPPというのは、日本とアメリカ、二国間だけの協定ではありません、これは。だから最終的には、加盟国の同意が必要になります。よって、反対です。

委員長 既に意見は、一致はしておりませんが、オブザーバーの方で、何か御意見があったら。よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 いいですか。それでは、意見の一致をみませんでしたので、単独なり、他の会派と一緒にという形で、提出をするということをお願いいたしたいと思います。次に、2件目、『教育委員会改悪法』に反対する意見書(案)」について、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派より御意見、御協議いただきたいと思います。初めに、市政クラブさん。

意(7) 今回の教育委員会制度の見直しには、滋賀県大津市のいじめ問題の教育委員会の対応のまずさなどをきっかけに、この見直し議論が出てきているかと思えます。これは、これまでの教育委員会の問題点があらわれていると考えます。その問題点としては、今まで教育行政においての、その権限と責任が不明確であったということです。今回、教育委員長と教育長の一体化が提案されて、責任と権限がより明確となります。この点が評価できると考えます。よって、この意見書の提出には、反対します。

委員長 次に、公明党さん。

意(15) まず1点目が、7段目か8段目にありますけども、「新教育委員会の独立性が大きく損なわれ、国と首長が教育と教育行政を支配するようになる。」と、ここにはありますけども、この改革案ですね、「従来どおり教育委員会を政治的に中立な教育行政の執行機関と位置づけている。」と。それと、「新教育長も議会の同意を得て任命する。」と。それから2点目ですけども、真ん中にありますけども、一つは、「侵略戦争を美化する『愛国心』教育を進める狙いである。」、このように書いてありますけども、そもそも、今、話がありますように、制度改革の必要性は、これ教育行政の責任の所在を明確にし、教育現場の問題に迅速かつ適切に対応するためであって、余りに、これ論理が飛躍しすぎておると。よって、反対です。

委員長 他の2会派の方は、御意見、ありますか。

「いいです。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですかね。それでは、全会を、一致をみませんでしたので、

単独なり、他の会派と一緒にという形で提出をするということで、お願いしたい
と思います。次に、3件目の「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対
する意見書(案)」について、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派よ
り、御意見、御協議いただきたいと思います。初めに、市政クラブさん。

意(7) 本文の中で、「日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自
衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。」とあるが、同盟
国であるアメリカが攻撃されても、日本は放置するしかないという状況は是正
すべきであるし、北朝鮮の挑発行為や中国の海洋進出など、安全保障環境が厳
しさを増す中、悪化している日米同盟の抑止力、実効性強化のためにも必要で
あり、日本にとっての集団的自衛権というのは、本来、日本に迫る危機や脅威
や軍事攻撃に対し、日本をどう守るかということが出発点であり、目的でもあ
り、一国平和主義は通用しない。日本が諸外国に対し戦争を仕掛けるための準
備をするためではなく、武力行使を阻止する権利であって、一国で守ろうとす
ることには限界があるため、領土、領海、領空等、一方的に変更するという力
行為に対し、反対する国々とフェアに防衛力を負担しあって守ること等ができ
れば、日米同盟だけに依存するよりも、さらに抑止力を向上させ、力で一方的
に変更しようとする国々を抑え込むことができるようになると思う。よって、
国連加盟国の中で、日本だけが行使できないとしてきた集団的自衛権の行使を
容認することは、国際法と国内法の解釈、矛盾がなくなることから、「解釈改憲
による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」提出には、反対します。

委員長 次に、公明党さん。

意(15) この意見書の趣旨については、あえて反対するものではありません、これは。ただし、この意見書ですね。ベトナム戦争とかアフガニスタン戦
争など例示をしておりますが、5月15日の総理が会見で、自衛隊が武力行使
を目的として、湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これ
からも決してありませんと言明しております。よって、根幹の部分で、これ食
い違っております、これは。したがって、やはりこういった意見書というのは、
大事な5月15日の総理大臣の発言の内容をですね、しっかり踏まえたうえで、
やはりこの、こうした意見書は提出されるべきであると思います。よって、反

対します。

委員長 よろしいですか、御意見。ありましたら。

「いいです。」と発声するものあり。

委員長 全会一致をみませんでしたので、単独なり、他の会派と一緒にという形で、提出することをお願いいたしたいと思います。次に、4件目の「特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)」について、意見書案の取り扱い及び案文について各会派より、御意見、御協議いただきたいと思います。初めに、市政クラブさん。

意(7) 今回提出された意見書の内容、検討させていただきましたが、言論の自由、表現の自由を阻害するものであるとの表現が使われていますが、そもそも、国家間の中で、国民の利益を考え活動するときに、全てを公開して進めることは可能なのでしょうか。国益、すなわち、国民の利益になり得る活動でも、そのすべてを公開して活動することが相手国から信頼を得られる活動となり得るものかを考える必要があると考えています。すべてを公開して活動することが本当に日本国民にとっての利益につながるものかどうかという見方があるってよいのではないのでしょうか。相手に知られたくない情報は、個人でもありますし、ましてや、国家の中に存在しないことが不思議なくらいと考えます。特定秘密保護法が暴走することを懸念している事情はわかりますが、秘密にする情報も必要と考えていますので、今回の意見書には、反対させていただきます。

委員長 次に、公明党さん。

意(15) 国民を守るためには、国の安全保障上の秘密情報の漏洩を防ぐ法整備が必要であり、この意見書に反対いたします。国民の知る権利についてですね、我が公明党は、この国民の知る権利を確保するために、政府の当初案を大幅に修正させ、さらには、もっとも重視をした報道の自由、取材活動を罰しないことを一応条文に明記させております。結論が、今、言ったように、これ反対です。

委員長 御意見、よろしいですか。

意見なし

委員長 全会一致をみませんでしたので、単独なり、他の会派と一緒にという形で、提出するようということをお願いいたしたいと思います。次に、5件目の「消費税増税の中止を求める意見書(案)」について、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派より御意見、御協議いただきたいと思います。初めに、市政クラブさん。

意(7) 消費税増税を中止するかの判断は、経済動向や財政状況を見ながら、国が責任を持って判断すべきと考え、あえて市から提出する必要はない。また、世論調査の結果で、反対が多数であっても、そのことだけでは、増税中止を求める理由にはならないと思いますので、今回の意見書の提出には反対します。

委員長 次に、公明党さん。

意(15) 将来にまで安心できる社会保障制度を維持、充実させるための財源確保の観点から、また、少子高齢化進展する中、社会保障を充実、安定化するためには、消費税増税はやむを得ないと思っておりますので、この意見書には反対をします。

委員長 他の会派の方、よろしいですか。

意見なし

委員長 全会一致をみませんでしたので、単独なり、他の会派と一緒にという形で提出をするということ、お願いしたいと思います。次に、6件目の「中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書(案)」について、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派より御意見、御協議いただきたいと思います。初めに、市政クラブさん。

意(7) 国内すべての原子力発電所が運転停止した場合、火力発電で代替するとLNGや石油などの燃料費の負担増が年間3兆円以上になるとの試算があ

る。つまり、発電コスト全体では、年間3兆円程度の増加になる。この3兆円は、すべて電気料金の値上げとなって国民に降りかかってくる。原子炉の廃炉にどれだけのコストがかかるのかについては意見が分かれているが、おおよそ、1,000億円から5,000億円程度といわれている。しかし、稼働可能な原発を廃炉にすれば、除去損が出てくるし、使用済み核燃料の処分費用なども考えると、総額では、その数倍みておく必要があるかもしれません。全原発停止を目指すのか、それとも、確実な廃炉へのロードマップをつくっていくべきなのか、どちらが安全で現実的なのか、そして、原発の稼働中のリスクと停止中のリスクにはどれぐらいの違いがあるのか、原発を廃炉にするには、どのような手順を踏み、費用はどれぐらいかかるのか、それらについて、私たちは余り具体的に知らないということを改めて気づかされました。また、原発を含めたエネルギーのベストミックスを考えることも必要との意見もあって、よって、まだまだ議論の最中であり、この意見書には反対します。

委員長 次に、公明党さん。

意(15) 廃炉にするにはですね、やはり30年から40年という非常に長い時間が必要とされます。また、作業が着実に進めるためにも、確かな知見が欠かせません。また、一定数の技術者の確保が絶対条件でもあります。こうしたことも、何一つ、この意見書、述べられておりません。さらに、原発の依存度を徐々に減らして、将来的に原発に依存しない社会を目指すことが大事であって、原発再稼働に関しては安全性の確保が第一であり、原子力規制委員会の厳格な規制基準を満たして、国民及び住民の理解を経て判断することが重要と思っております。以上で、反対いたします。

委員長 他の会派の方、よろしいですかね。

意見なし

委員長 全会一致をみませんでしたので、単独なり、他の会派と一緒にという形で提出するというので、お願いしたいと思います。なお、ただいま、6件の意見書案には、順に号数を付し、最終日の議事日程に含めさせていただきます。

3 9月定例会の日程について

委員長 事務局より説明願います。

説（事務局長） それでは、9月定例会の日程について、お手元に平成26年9月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を、配付をさせていただいておりますので、御覧をいただきたいと思っております。会期につきましては、9月2日から9月29日までの28日間とさせていただきます。告示につきましては、8月25日。一般質問の締め切りを、8月29日の午後5時までとし、9月2日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明、一部採決、報告の順で行います。なお、一部採決は、教育委員会委員の同意案件が、予定をされております。4日及び5日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いしたいと思っております。8日を第4日目とし、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託を願い、10日から12日までの3日間において、決算特別委員会の開催を願います。常任委員会の開催につきましては、18日に総務建設委員会を、19日に福祉文教委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査をお願いいたします。最終日、第5日目につきましては、29日に、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをするものでございます。最後に、事務局からのお願いでございますが、議事の都合上、一般質問の締め切りを、8月29日、午後5時までと予定になっておりますが、できるだけ早い通告に御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 一般質問の締め切りが、25日から4日間あるんですけど、今、局長の希望としては、何日までというふうにお考えですか。

事務局長 それでは、お言葉に甘えまして、8月27日の5時頃までをお願いをしたいと思います。

委員長 2日間、あるわけですね。

意（事務局長） そうですね。

委員長 6、7と。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それでよろしいですかね、皆さん。

意見なし

委員長 従来どおりだと思いますけどね。それでは、そのようにしますので、よろしく願いいたします。ただいま、事務局より説明がありましたが、9月定例会の日程につきましては、案のとおり決定させていただいて、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、案のとおり決定いたします。なお、会期及び会議日程については、7月25日発行の「議会だより」に掲載してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 その他

委員長 初めに、本日開催の福祉文教委員会において、陳情第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」が採択されたことに伴い、議会運営に関する申し合わせにより、6月定例会の最終日に日程を追加して、意見書を提出したいと思いますので、意見書の案文の協議をお願いいたします。

意（12） この手話言語法制定を求める意見書の案文なんですが、障害者権利条約とか、障害者基本法とか、いろいろ障がい者という言葉が出ていますが、今、障がい者の「がい」という字は、この漢字の「害」という字だと、害があるという意味の害といわれるんですが、個人の個性として障がい者とい

うのは、一つの個性として見て、今、見られるようになって、一般的に、障がい者と書くときに、「害」という字をひらがなで書くんですね。ですからこれ、できたらひらがなで、提出者とも話をして、変えていただきたいと思いますんですが、どうでしょうか。

委員長 2段目の最初のところですかね。

意(12) はい。

委員長 これは、ちょっと条約ですので、条約の条文、条約の名称ですので、変えることはむしろ逆になってしまうと思いますけど。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 そうですよ。

「提出者もその『害』でいいということです。障害の『害』で。」と発声するものあり。

意(12) わかりました。そういうことでしたら。それと、「よって、本県市町村議会」というところは、直していただきたいと思いますんですが。

委員長 「本議会は、」ですね。「本市議会」だね。

意(12) はい。

委員長 ということで。ほかに何か、よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、意見書案の中の「本市議会は、」という、「市町村」というところは、「本市議会」というところだけ変えるということで、あとはよろしいですかね。

意見なし

委員長 意見書案については、そのように決定させていただきます。次に、提出者及び賛成者をお決めいただきたいと思います。初めに、提出者をどなたにいたしますか。御意見をお願いします。

意（7） 提出者は、議運の委員長でお願いいたします。

委員長 賛成者は、御意見、お願いいたします。

意（7） 提出者は、議運の委員長ということで。

委員長 賛成者。

意（7） 賛成者は、議運のメンバーでお願いいたします。

委員長 それでは、提出者を議運の委員長、私、内藤で、賛成者を議運の委員の皆さん全員ということで、させていただきます。以上に決定させていただきます。送付先につきましては、内閣総理大臣として、よろしいでしょうか。

意見なし

委員長 異議は、ない。

「はい、なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

意（2） 委員長、すみません。

委員長 2番、黒川委員。

意（2） 議運のメンバーでと言って、僕らオブザーバーですので、ですので、会派の代表ということで、お願いしたいと思いますがけれども。

委員長 会・・・

意（7） 先ほど言った、メンバーというものの、このオブザーバーを含む議運のメンバーということで、お願いいたします。

「入らない・・・」と発声するものあり。

委員長 局長、前例は。

意（事務局長） なし。

委員長 答えてください。局長。

事務局長 議運のメンバーの中に、オブザーバーの委員さんも名前を連ねて載せて賛成者で、載せておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ということですので、議運の委員、オブザーバーも含めてが賛成者となるということですので、御理解いただききたいと思います。ほかに、何かあるようでしたら。

議長 一つ報告ですが、過日の一般質問、9番の北川広人議員が公共施設の整備について質問されました。その結果、当局からですね、細かい、いろいろ口頭で御説明がありましたんで、その部分、口頭ではなくて、一つ、全体像も含めて整理をさせていただいたものを当局に出していただくように、議長名でお願いしてありますので、それができ次第、全員の皆さんのところにポスティングさせていただきますので、よろしく願いをいたします。今までのマネジメントの基本方針から始まって、一つの流れも入ってくると思いますので、また、今後の形がどうなってくるかということも、まだできあがっておりませんが、それを見まして、皆さんのほうに出させていただきますので、それを元にして、また、今後の議論を活発にお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに、その他でありましたら。

意 見 な し

委員長 ないようですので、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 40 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長